

第5回答申 参考資料(案)

参考資料1	「ふるさと納税」のコンビニでの収納（答申1）	1
参考資料2	自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大（答申2）	7
参考資料3	アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の運用（答申3）	21
参考資料4	認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化（答申4）	29

ふるさと納税のコンビニでの収納＜新旧対照表＞（案）

区分	現 行	権 限 移 訲 等 後
イメージ図	<p>【地方公共団体が私人に徵収又は収納を委託できる歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令 § 158の規定により、地方公共団体は、次に掲げる歳入について、私人に徵収又は収納の事務を委託することができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>地方自治法施行令 (歳入の徵収又は収納の委託) 第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徵収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p style="text-align: right;">一 使用料 二 手数料 三 賃借料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金 六 寄附金（特定広域団体及び特定広域団体に所在する町村に限る）</p> </div> <p>【地方公共団体が私人に徵収又は収納を委託できる歳入を拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令 § 158の規定を改正し、北海道及び北海道内の市町村においては、「寄附金」を私人に徵収又は収納を委託することができるようにする。 	<p>【地方公共団体が私人に徵収又は収納を委託できる歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令 § 158の規定により、地方公共団体は、次に掲げる歳入について、私人に徵収又は収納の事務を委託することができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>地方自治法施行令 (歳入の徵収又は収納の委託) 第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徵収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p style="text-align: right;">一 使用料 二 手数料 三 賃借料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金 六 寄附金（特定広域団体及び特定広域団体に所在する町村に限る）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストアに委託することが可能となる。</p> <p>コンビニでのふるさと納税の収納を可能とすることで、納税者（寄附者）の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税の収納を増やし、自治体財政の向上に寄与する。</p> </div> <p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令 § 158に、「寄附金（特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限る）」旨の条文を追加する。
法 令 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令 § 158の規定により、地方公共団体が私人に徵収又は収納を委託できる歳入は5項目に限定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令 § 158に、「寄附金（特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限る）」旨の条文を追加する。

「ふるさと納税」のコンビニでの収納

1 ふるさと納税制度について

- 平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する制度が創設された。
- この制度は、全国のどこに居住している人でも、自分が住んでいる都道府県・市町村に納めるべき住民税の一部を、出身地に限らず、自分が応援したい市町村・都道府県に納めることができるというもの。
- 税額控除の額の例（目安）
給与収入700万円で夫婦子供2人のケース
寄附金額 3万円 → 控除される税額 2万5千円
" 5万円 → " 3万8千4百円

- 寄附金の収納方法は、自治体が発行する納付書での納付、金融機関への振込み、湯便振替、現金書留などのほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体（道内4市町）もある。

（参考）道内市町村のふるさと納税の収納実績（平成21年）

1市町村の平均寄附件数	約 31件／1年
1件あたりの平均寄附金額	約 109千円／1件

2 地方公共団体が私人に徴収・収納の事務を委託できる歳入について

- 普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条により限定され、寄附金は委託できないものとなっている。
- なお、平成15年度の税制改正に伴って、地方自治法施行令第158条の2が新設され、地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、いわゆる「コンビニ納税」が可能となった。
- 北海道においても、平成19年度より、自動車税の収納事務を、道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

第一百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

「ふるさと納税」のコンビニでの収納の実現に向けた様々な仕組み

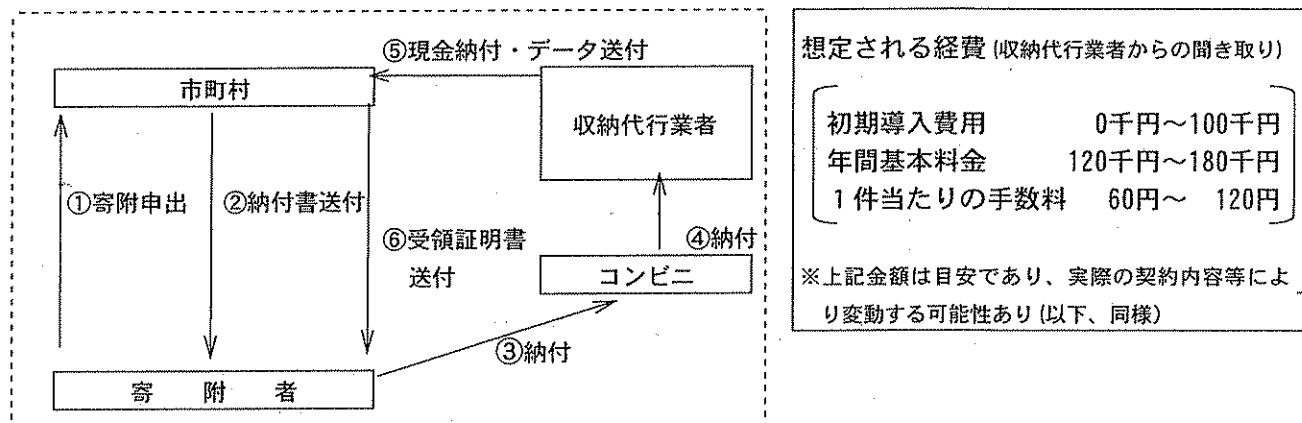
《 提案のねらい 》

- ・「ふるさと納税」は、各市町村が「寄附金」として受け入れているが、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託することができる歳入に「寄附金」が入っていないため、コンビニで収納を行うことができない。
- ・「ふるさと納税」のコンビニでの収納が実現すると、寄附される方は全国の最寄りのコンビニで24時間振り込むことが可能になり、利便性が向上する。そうしたことから、「ふるさと納税」への理解や関心が高まり、収納件数の増加につながることが期待される。
- ・そこで、道内各市町村を応援するファンの拡大や自治体財政への寄与を図る趣旨から、地方自治法施行令第158条の私人に徴収又は収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加するよう、道州制特区推進法に基づいて国に提案しようとするもの。

《 ふるさと納税のコンビニ収納の仕組み 》

1 基本的仕組み

【市町村ごとに業者と契約、納付書を発行】



2 既存の仕組みを活用する場合（税金などのコンビニ収納と合わせて導入）

収納代行業者に聞き取ったところ、税金などのコンビニ収納を既に実施している市町村においては、収納対象科目を追加することにより、初期導入費用、年間基本料の追加負担なしにふるさと納税のコンビニ収納が可能。(1件あたりの手数料の負担のみ)

今後、税金などのコンビニ収納を導入しようする市町村においては、税金などのコンビニ収納に係る初期導入費用、年間基本料金の中で、ふるさと納税のコンビニ収納が可能。

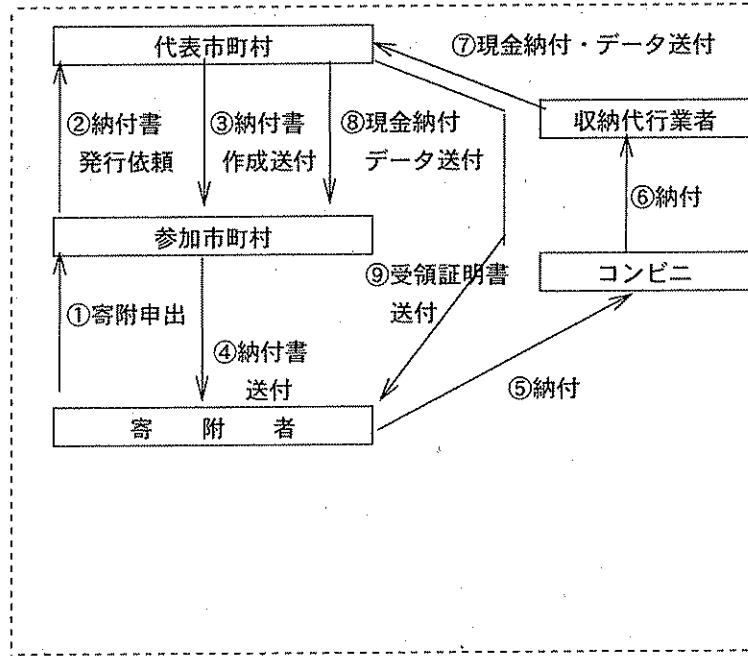
<税金などのコンビニ収納を実施している市町村>

- ①既に実施している市町 ~ 21市町 (平成22年12月末現在)
- ②平成23年度に実施予定の市町 ~ 6市町

3 その他の方

① 【経費負担を軽減する仕組み～代表市町村が業者と契約】

複数の市町村がまとまって、代表となる市町村を決め、収納代行業者と一括契約することにより、1市町村あたりの経費負担が軽減される。(初期導入費用及び年間基本料金を参加市町村で按分)



【課題】

- ・代表市町村の事務が繁雑となる。
[参加市町村毎に納付書を作成
収納した寄附金の振り分け 等]
- ・寄附の申出を受けた市町村と寄附金受領証明書を発行する市町村が異なる。
- ・代表市町村の事務費等を参加市町村で分担する取り決めが必要。

想定される経費(収納代行業者からの聞き取り)

① 参加市町村で按分

初期導入費用	0千円～100千円
年間基本料金	120千円～180千円

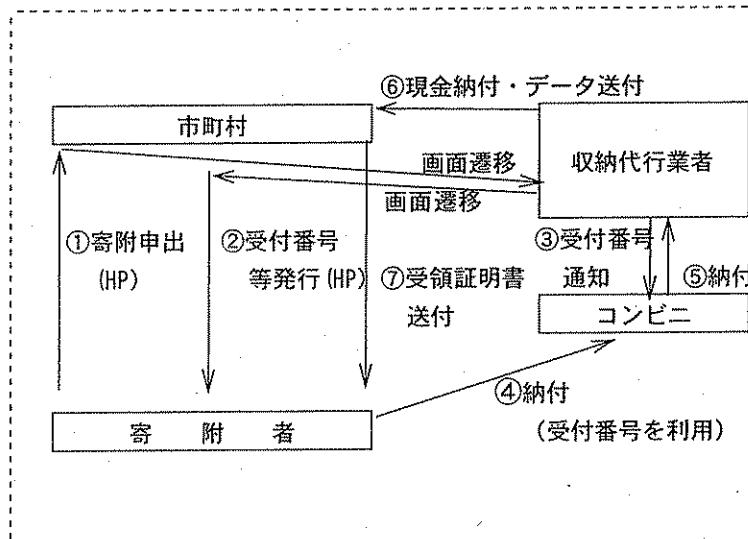
② 個々の市町村で負担

1件当たりの手数料	60円～120円
-----------	----------

※このほか代表市町村の事務費等を分担

② 【事務負担を軽減する仕組み～納付書発行を省略】

インターネットを利用したコンビニ収納システム（インターネット上で寄附の申出を行った寄附者に対して受付番号等を発行し、寄附者は最寄りのコンビニで受付番号等を示して寄附金を納入する）を活用することにより、寄附者に対して納付書を発行する手間が省け、事務負担が軽減される。



【課題】

- ・寄附者は、市町村のHPを通じて受付番号入手するため、インターネット利用者しか利用できない。
- ・寄附受付用のHPの立ち上げが必要なほか、システム導入のための費用負担が発生する。(上記2の「基本的仕組み」とは別に費用が必要)

想定される経費(収納代行業者からの聞き取り)

初期導入費用	50千円～
年間基本料金	60千円～
1件当たりの手数料	180円～

「ふるさと納税」のコンビニ収納に関するアンケート調査結果

【調査概要】

- ・調査対象：道内179市町村
- ・回答数：179市町村
- ・実施時期：平成23年2月～

問1 「ふるさと納税」のコンビニ収納の導入について

	回答市町村数	比率	89市町村 (49.7%)
① 道州制特区提案(地方自治法施行令の改正)が実現したら、前向きに導入を検討したい	7	3.9%	
② 税金等の「コンビニ収納」の導入に併せて、導入を検討したい。	13	7.3%	
③ 現段階では未定だが、他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら、検討してみたい。	69	38.5%	
④ 現段階では、導入する考えはない	90	50.3%	

→問2 「コンビニ収納」を導入する考え方のない理由(複数回答)

	回答市町村数
① 手数料などの費用がかかる。	72
② 事務的な負担がかかる。	22
③ 現在の収納方法で十分である。	44
④ その他 ※	20

※その他の理由の主なものは、「ふるさと納税の年間取扱い件数が少ない」、「税金等のコンビニ収納の導入予定がない」、「収納件数の増加が見込めない」など。

【参考: 税金などのコンビニ収納を行っている、または導入予定の市町(27)の導入意向】

	回答市町村数	比率
① 道州制特区提案(地方自治法施行令の改正)が実現したら、前向きに導入を検討したい	6	22.2%
② 税金等の「コンビニ収納」の導入に併せて、導入を検討したい。	—	—
③ 現段階では未定だが、他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら、検討してみたい。	14	51.9%
④ 現段階では、導入する考えはない	7	25.9%

→「コンビニ収納」を導入する考え方のない理由(複数回答)

	回答市町村数
① 手数料などの費用がかかる。	4
② 事務的な負担がかかる。	2
③ 現在の収納方法で十分である。	1
④ その他 ※	4

※その他の理由は、「収納件数の増加が見込めない」「府内協議や調査研究等が行われていない」「既存の府内収納管理システムの改修が必要」など

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権と登録表> (案)

区分	現 行		権限 移 譲 後	
	項目	内 容	項目	内 容
権限の内容	登録権限	・地方運輸局 ・登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要	登録権限	・市町村
	協議会の開催条件	協議会の開催条件	・地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 ①登録更新の場合 (法第79条の6②を改正) ②軽微な登録内容の変更の場合 (規則第51条の13を改正)	
基準	運行	実施主体 (福祉・過疎地有償) (規則第48条)	実施主体 (福祉・過疎地有償) (規則第48条)	・左記の他に、「地域の協議会の合意により認めたもの」を追加する。
	利用者範囲	実施主体 (NPO法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会)	利用者範囲	地域の協議機関の合意により認めた場合は、次の者の利用を可能にする。 ・市町村運営 (交通空白) ・市町村運営 (市町村福祉) ・市町村運営 (市町村有償) ・過疎地有償
	要件	利用者範囲 ・市町村運営 (交通空白) ・市町村運営 (市町村福祉) ・市町村運営 (市町村有償) ・過疎地有償	要件	一時的用務の者 ・市町村運営 (福祉)・福祉有償登録をする通院目的の者 ・過疎地有償で名簿登録をしていない者 (訪問客等)
	等	運賃 (規則第51条の15)	等	運賃 (規則第51条の15)
				・地域の協議機関の合意により運賃を設定することを可能にする。 (規則第19条第2号の改正)
(財源)	法令制度	○国土交通省は、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるようとする。 ○平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に権限を移譲することとされている。	【特区提案】 ○自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるようとする。	
	【財源措置】 ○国において、現に実施している自家用有償旅客運送の登録権限に係る経費 (事務費・人件費) について、交付金として財源措置を求める。			

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び 登録要件等に係る裁量権の拡大

1 基本的な考え方

（現 状）

登録権限	地方運輸局
協議機関	地域の関係者が合意
実施実施主体	NPO等に限定
運送区域	市町村を単位
利用可能車両	バス・乗用車
利用者	地域住民等 事前登録が必要
運賃	タクシー運賃の1/2 以内を目安



（目指す姿）

登録	登録権限	市町村
運行基準	協議機関	地域の関係者が合意
要件	実施実施主体	地域の関係者で構成する協議機関（地域公共交通会議または運営協議会）で合意した内容で実施することを可能にする
	運送区域	
	利用可能車両	
	利用者	
	運賃	

2 国の動向（登録権限の移譲）

- ・国土交通省は、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした。
- ・昨年12月に、出先機関改革を進めるための「アクションプラン」が閣議決定され、国土交通省の自己仕分けのとおり、自家用有償旅客運送について希望する市町村に権限を移譲することとし、移譲を円滑に進めるため、今後、相談窓口を設けるなどの体制整備等を行うこととされた。

3 自家用有償旅客運送に係る市町村アンケートの結果

【調査概要】

- ・調査対象：道内 71 市町村
- ・内訳：市町村有償旅客運送実施市町村 51
地域公共交通活性化協議会設置市町村 33 ※重複 13
- ・回答数：64 市町村（回収率 90.1%）
- ・実施時期：平成22年11月

【現行制度に対する要望事項】

区 分	市町村からの要望事項	該当法令
登録	登録の有効期間	法79条の5
・協議機関	協議会の開催条件	法79条の6 法79条の7
	協議会の構成員	規則9条の3
運行基準	運送実施主体	規則48条
	運送区域	規則51条の4 通達
	利用可能車両	
要件	利用者	規則49条1号～3号
	運送の対価 (運賃)	規則51条の15 通達
	運転手の要件	規則51条の16

※法～道路運送法 規則～道路運送法施行規則

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大に向けた検討の方向

自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と合わせて、運行の基準・要件や登録の有効期間等について、地域の協議機関での合意により、地域の実情に応じて決めることができるようとする。

(1) 登録

項目	現 行	検討事項
登録権限	・国土交通大臣（地方運輸局）での登録が必要	閣議決定された出先機関改革のアクションプランにおいて「希望する市町村に権限を移譲」と整理
登録の有効期間	・2年ごとに更新が必要 ただし、業務改善命令、重大な事故等がない場合は、3年とする	・登録の有効期間の延長については、下記の「協議会の開催条件の緩和」と併せると、長期にわたって地域の関係者による協議の場が持たれなくなることとなるので、望ましくない。

(2) 地域の協議機関（地域公共交通会議または運営協議会）

項目	現 行	検討事項
協議事項	・自家用有償旅客運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から收受する対価（運賃） ・旅客の範囲	・協議会の開催条件の緩和（裁量の拡大） 地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 ・登録内容に変更等のない登録更新の場合（法第79条の6を改正） ・軽微な登録内容の変更の場合（法第79条の7を改正）
協議会の開催条件	・登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要	
構成員	・市町村又は都道府県 ・旅客自動車運送事業者（バス・タクシー） ・住民又は旅客 ・地方運輸局 ・事業用自動車の運転手が組織する団体 ・（運営協議会の場合は）既に自家用有償運送を行っている団体 (その他学識経験者等を加えることができる)	・地域の協議機関で合意形成するためには、地域公共交通関係者の参画が必要であり、構成員の要件緩和は望ましくない。 ・なお、多くの委員を日程調整して協議会を開催することが難しいとの意見については、上記「協議会の開催条件の緩和」の方向で検討。

(3) 運行の基準・要件

項目	現行	検討事項
運送実施主体		<ul style="list-style-type: none"> ・運送実施主体の追加
市町村運営	・市町村	
福祉・過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 	<p>福祉・過疎地有償有償運送の実施主体に、地域の協議機関の合意により認めた者を追加する。 (例：株式会社、個人等) (規則第 48 条の改正)</p>
運送区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村を単位とし、運送の発地又は着地のどちらかが運送の区域内であること ※福祉・過疎地有償運送で、複数市町村を運送区域とするためには、運営協議会を該当市町村の合同または都道府県で主宰することにより可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接市町村を単位として運送区域を設定するとの要望については、現行制度で対応可能。
利用可能車両		<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地有償運送において、貨物自動車の利用を可能にするとの要望については、現行制度で対応可能。
市町村運営 (交通空白)	<ul style="list-style-type: none"> ・バス（乗員 11 名以上） ・普通自動車（乗員 11 名未満） 	
市町村運営 (市町村福祉) 福祉有償	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉自動車（寝台車、車いす車等） ・セダン等（貨物用を除く） いずれも乗員 11 名未満の自動車 	
過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> ・バス（乗員 11 名以上） ・普通自動車（乗員 11 名未満） ※他に使用できる乗用車がないなどやむを得ない場合は、自家用貨物自動車の使用も可能 	
利用者		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者範囲に係る裁量の拡大
市町村運営 (交通空白)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 	<p>地域の協議機関の合意により認めた場合は、次の者の利用を可能にする。</p>
市町村運営 (市町村福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他障害を有する者 ・名簿登録が必要 (名簿登録者の付添人は利用可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村運営（交通空白）有償運送における訪問客など一時的用務の者 (処理方針（通達）の改正)
福祉有償		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村運営（福祉）・福祉有償運送における通院目的の者全般 (規則第 49 条第 3 号、処理方針（通達）の改正)
過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・名簿登録が必要 (名簿登録者の同伴者は利用可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地有償で名簿登録をしていない者（訪問客等） (規則第 49 条第 2 号の改正)

項目	現行	検討事項
運送の対価（運賃）		<ul style="list-style-type: none"> ・運賃に係る裁量の拡大
市町村運営	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 	
福祉・過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること ・当該地域の一般旅客自動車運送事業の運賃を勘案して、営利目的とは認められない妥当な範囲で、運営協議会での協議が調っていること ※タクシー料金の運賃の概ね 1/2 の範囲内を目安とする 	<p>地域の協議機関の合意により、運賃を設定することを可能にする。 (例：協議会の合意があれば、タクシー料金の 1/2 以上の設定も可能とする)</p> <p>(規則第 51 条の 15、通達の改正)</p>
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・二種免許取得者 ・一種免許取得者かつ国土交通大臣が認定する講習を修了した者 <p>※福祉有償運送において、福祉自動車以外を使用する場合は、別途、介護福祉士、訪問介護員等の資格が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手の要件については、乗客の安全に係わる内容であることから、要件緩和は望ましくない。
運行管理・安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理責任者の選任 ・乗務記録の保存 ・運転者台帳及び運転者証の作成 ・整備管理責任者の選任 ・日常点検・定期点検の実施 ・事故対応責任者の選任 ・損害賠償措置（任意保険への加入） ・苦情処理体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理・安全対策等については、乗客の安全に係わる内容であることから、要件緩和は望ましくない。

自家用有償旅客運送について

1 経緯

- ・H 15 年 4 月：構造改革特区における特例措置として、N P O 等によるボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送）及び交通機関空白の過疎地における有償運送（過疎地有償運送）実施が可能となった。
- ・H 16 年 3 月：構造改革特区での試行を踏まえ、国は、福祉・過疎地有償運送を全国的に認める取扱通知を発出。特区に限らず、全国的に福祉・過疎地有償運送の許可が可能となった。
- ・H 18 年 10 月：道路運送法が改正され、福祉・過疎地有償運送が「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられ、登録制とされた。

2 概要

- ・自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、バス、タクシー等の一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受けが必要。
- ・自家用自動車は、災害のため緊急を要するときや、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合を除いて、有償運送に使用してはならないとされている。
- ・しかし、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村やNPO法人等による自家用有償旅客運送を認める制度を創設。
- ・自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録を受けることが必要。

3 種別

1 市町村運営有償運送	
① 交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
② 市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
2 福祉有償運送	
NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
3 過疎地有償運送	
NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	

4 運営協議会における合意

- ・福祉・過疎地有償運送の登録を受けるためには、運営協議会（市町村運営有償運送にあっては地域公共交通会議）の合意が必要であり、「運営協議会における合意がないとき」は国土交通大臣の登録の拒否要件になっている。
- ・運営協議会は、地方公共団体（主宰者）、地方運輸局（又は支局）、利用者、地域住民、輸送に関係する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係公共交通機関（事業者団体を含む）等で構成される。
- ・協議会の目的は、関係者間で、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、対価、旅客の範囲等について協議すること。

5 道内における自家用有償運送について

- ・福祉有償運送：道内では 241 団体が登録（全国 2,333 団体）（H22.3 末現在）
- ・過疎地有償運送：道内では 10 団体が登録（全国 66 団体）（H22.3 末現在）
- ・登録については、道内 7 力所の運輸支局（道運輸局の出先機関）で行われている。

改正法による自家用有償運送に係る取扱いについて

旧80条による有償運送

- ・災害のため緊急を要する場合
- ・公共の福祉を確保するためやむを得ない場合（例外許可）
- ・市町村バス
- ・過疎地有償運送
- ・福祉有償運送
- ・スクールバス
(学校教育法等に限る)
- ・訪問介護員等による有償運送許可

改正法による有償運送

【法第78条第1号】

- 災害のため緊急を要する場合

改正法による登録制度

【法第78条第2号】

- ・市町村運営有償運送
 - （交通空白輸送
市町村福祉輸送）

- ・過疎地有償運送

- ・福祉有償運送

改正法による許可制度

【法第78条第3号】

- ・スクールバス
(学校教育法等に限る)
- ・訪問介護員等による有償運送許可

自家用有償旅客運送の概要

<運営協議会>

(市町村運営有償運送にあっては地域公共交通会議)

地方公共団体(主宰者)、地方運輸局(又は支局)、学識経験者、利用者、地域住民、移送に関する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係交通機関(事業者団体を含む)等で構成



関係者間で、自家用有償運送の必要性、対価等について合意

運輸局・支局に

申請

登録

自家用自動車による有償運送が可能に

《運送の対象》

- 過疎地・福祉有償運送の場合は、会員登録をしている者が対象

《遵守事項等》

- 安全の確保・利用者利便の確保

- ・運転者：基本は二種免許だが、一定の認定講習を修了している場合は、一種免許でも可
- ・運行管理体制、整備管理体制、事故処理体制の整備
- ・苦情処理体制の整備
- ・損害賠償措置 等

○運送の対価の説明

- ・対価について掲示又は事前に説明(問題がある場合は変更命令)

○白タク防止措置

- ・団体名、有償運送である旨等を車体に表示
- ・運転者証等の車内掲示
- ・登録証の写しの携行・表示

結果のフィードバック

事故等を運輸局等へ報告 運輸局等の監査 行政処分等

地方公共団体による実態把握と
フォローアップ
(指導・助言)

○運輸局・支局による事後チェック

事故の再発防止・利用者保護の確保

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲

（登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。（略）

- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

（登録の有効期間）

第七十九条の五　第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。

3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

(法第七十八条第二号の者)

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地
縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町
村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活
動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自
立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他こ
れに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日
常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載され
ている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者
うち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー
その他の公共交通機関を利用する事が困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記
載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- 二 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償
運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共
交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定によ
る登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保
するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の
市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つてい
ないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地
有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等

- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項 の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
- 四 事務所の名称及び位置
- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

■市町村運営有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第141号）

2. (2) 登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ) 「交通空白輸送」を行う場合は、当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本とする。

(ロ) 「市町村福祉輸送」を行う場合は、当該市町村の住民のうち施行規則第49条第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等の移動制約者であった、当該市町村に会員登録を行った者（会員登録を受けようとする者も含む。）を対象とするものとする。

■過疎地有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第142号）

2. (2) 登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の会員（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第49条第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者とする。

■福祉有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第143号）

2. (2) 登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ) 運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第49条第3号イ、ロ、ハ、ニの区分のうち、運送の対象とするものを記載する。

■自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱い（平成18年9月15日国自旅第144号）

1. 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前的一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。

市町村運営有償運送のうち専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

2. 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方へ従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ、からホに掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ホ. 過疎地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ、からニ、までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

